

報告事項

件名	学校職員の給与に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例案について
提出理由	学校職員の給与に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例案について、埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、別紙のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告します。
概要	<ol style="list-style-type: none">1 専決処理した理由 改正条例案を県議会令和元年12月定例会に提案するため、緊急に処理する必要があり、かつ、教育委員会の会議を招集するいとまがなかったため。2 専決処理した条例案 学校職員の給与に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例案3 条例案の内容 別紙のとおり

(教職員課)